

新座市子どもの放課後居場所づくり事業運営委員会設置要綱

(平成24年5月25日教育長決裁)

(設置)

第1条 新座市子どもの放課後居場所づくり事業実施要綱第12条に基づき、新座市子どもの放課後居場所づくり事業運営委員会（以下「運営委員会」という。）を設置する。

(協議事項)

第2条 運営委員会は、新座市子どもの放課後居場所づくり事業（以下「事業」という。）事業の推進に関する事。その他事業の安全かつ円滑な実施に関し必要な事項について協議するものとする。

(組織)

第3条 運営委員会の委員は、次に掲げる者のうちから教育長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 学校関係者
- (2) 社会教育関係者
- (3) 事業関係者
- (4) 行政関係者
- (5) その他必要と認めるもの

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日から当該委嘱の日の属する年度の翌年度末までとする。ただし、再任を妨げない。

2 委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 運営委員会に委員長及び副委員長各1名を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 委員長は、運営委員会を代表し、会務を総理する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 運営委員会の会議は、委員長が必要に応じて招集し、その議長となる。

2 運営委員会が必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、意見若しくは説明を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第7条 運営委員会の庶務は、教育総務部生涯学習スポーツ課において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、運営委員会の運営に関し必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

この要綱は、決裁のあった日から実施する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から実施する。